

小田 真裕

はじめに

本稿が分析対象とする岡田伊左衛門家（以下、岡田家）の経営は、居村や周囲の村落だけでなく、広範な地域の人々との関係から成り立っている。この点は、岡田家を取り上げた従来の研究でも指摘されており、佐々木潤之介氏は、村落的規模を越えた活動や、幕末期の経営論理から、岡田家を「新たな社会的地域権力」と位置付けた¹。しかし、これまでの研究では嘉永年間以前の経営が十分に検討されておらず、幕末期の経営分析から導き出された、高利貸しの枠をこえた「豪農的合理主義」の形成過程が不明である。また、岡田家の居村岡村では、化政期から天保期に階層分解が進み、無高・借家層が増加し、地主小作関係が再編されていくと指摘されている²。当該期の地主経営を分析することは、岡田家がこうした状況下で、どのような対応をとったのかを明らかにする一助となるのである。

本稿は、享和元（一八〇一）年から弘化四（一八四七）年までの小作台帳を主な史料として、各年毎に地主小作関係の推移を分析する。その際、数量的分析に加え、これまでの研究において注目されてこなかつた岡田家と小作人個々の関係を取り上げ、岡田家、小作人双方の動向にみられる特徴を考察する³。

一 小作台帳の変化

本節では、次節以降の分析で用いる小作台帳の記載様式について言及する。岡田家は毎年、小作人と小作地を一つの帳簿にまとめ、各小作人毎に作徳納入状況および未進額を記している。小作台帳の

様式について、佐々木潤之介氏は、嘉永一（一八四九）年の「小作宛口名前帳」（地並形式）と元治一（慶應元、一八六五）年以後の「下作宛口帳」（名寄形式）の相違に注目し、その要因を地主・小作関係の段階的相違、元治段階における文書システムのいつそうの整備・確定と、地主・小作関係の確定によるものと指摘した。

ところで、佐々木氏が分析した嘉永年間以前にも、小作台帳として天保期から地並形式の「御年貢下作宛帳」が作成されている。帳簿は一年ごとに作成され、表題は変わらないものの、記載様式が徐々に整備されていく。表題が「下作宛口帳」へ移行する時期は、文化四（一八〇七）年である。同史料は、佐々木氏が示した元治二年以降の同名史料と同様、小作人ごとに小作地および勘定を記す、名寄形式である。文化三年の「御年貢下作宛帳」と、ほぼ小作人の記載順が一致するが、その理由は大半の小作人が自村の耕地を小作していることによる。「下作宛口帳」においては、藤井寺村の小作人が後半部に一括される一方で、藤井寺村域の小作地が各小作人の記載位置に分散して記されているように、明確に名寄形式へ変化していることが分かる⁴。この時点こそが名寄形式へ移行する画期であり、嘉永二年に地並形式の帳簿が作成されたことが例外なのである。「小作宛口名前帳」が作成された嘉永二年は、岡田家が累積した藤井寺村小作人の未進を一斉に整理しようと試みた年である⁵。嘉永年間も基本台帳として「下作宛口帳」が作成されている⁶。嘉永二年の地並形式帳簿は、岡田家が同年に一筆毎の小作地を改めて把握しようとしたことの反映と捉えるべきだろう。

また、文化四年以降、同じ「下作宛口帳」と題された帳簿においても記載様式が変化している。文政十二（一八二九）年までは毎年帳簿が作成されているが、文政十三年正月吉日の日付を持つ「下作宛口帳」から、三年毎に帳簿が作成されている。各小作人毎に初年度の耕地と勘定、二年目の耕地と勘定、三年目の耕地と勘定をそれぞれ一括して記した後に、次の小作人に移るという様式である。小作

作人の記載順も、藤井寺村だけでなく、岡村新町と北株（北岡）の小作人が一括される。岡村の中でも自身が庄屋を務める南株と、新町・北株を区別して記すようになったのである。天保十（一八三九）年からは南株の小作人が、「南丁」、「西丁」、「東丁」、「北丁」毎にまとめて記され、帳簿の小口に付けられたインデックスも、従来は小作人名と、新町・北岡や、藤井寺村などの区別を示すのみであったが、同年から新たに「東」、「西」といった南株内における地域区分表記が追加されている。この変化は、岡田家の、小作人を居住地毎に把握する志向が徐々に徹底していくことを示すものと考えられる。

文化四年以降、地主経営の基本台帳が名寄形式の「下作宛口帳」になるという点では同様だが、本節で言及した以外にも、それぞれの史料には異同がある⁷。文化三年の「御年貢下作宛帳」と、文化四年の「下作宛口帳」の間で小作人の記載順に大きな差がみられる。名寄形式への移行も、突然生じたものではない。「御年貢下作宛帳」では、同一小字名の耕地を一括せず、同じ小作人の耕地を連続して記することで勘定の記載を見やすくしている。地並形式といつても、名寄形式が持つ個人単位での把握の容易さという利点を考慮した性格を持つ。

嘉永二年の帳簿作成にみられるように、地並形式と名寄形式、單年度と複数年度といった様式は不可逆的なものではない。岡田家は、不斷に変化する地主・小作関係の有り様に対応するため、常に効率的な「文書システム」を模索していたのである。本節で検討した帳簿の様式変化から、文化四年頃に①村内と村外で小作人を区別し、各人の小作地を一括して把握する必要が、天保年間に②小作人毎に複数年度をまとめて記載する必要が生じていたと考えられる。このうち①は、村内でも自身が庄屋を務める南株と北株、新町を区別（文政十三年）、南株内でも居住地を区別（天保七）するというように、徐々に徹底していくのである。

二 地主経営の概観

本節では、享和年間から弘化年間における岡田家の地主経営の全体像を把握する。小作台帳から、所持地石高集計部の記載をまとめたものが【表1】、「宗門改帳」の持高記載に基づき、岡村内各家の階層分布を示したもののが【表2】である。文政十三（天保元、一八三〇）年以降、「下作宛口帳」の記載が「宗門改帳」の持高と多少相違している点は考慮すべきだが、享和元年以来、土地集積が進んでいることが確認できる。天保二年に岡村南株の土地が減少しているが、これは兵左衛門（持高二石）および伊重郎（持高三、一石）が分家したことと関係している。両家は天保十年時には、それぞれ十石余、八、三石に持高が増加している。また、新たに儀兵衛（持高二、五石）が分家し、吉重郎の持高も大幅に増加している。このような、分家も含めた土地集積の継続は、岡村で類を見ない。他村の出作地に関しても、多少の増減はあるが、十九世紀前半を通じた傾向として、土地集積が進んでいくこと、出作地の範囲が拡大していくことが指摘出来る。

所持地の増加により、岡田家の地主経営は、どのように変化したのだろうか。【表3】は、小作台帳で「手作」と記された耕地名と宛口高をまとめたものである。天保十三年「下作宛口帳」からは、作物が記載されるなど「手作」欄の記載が詳しくなっており、從来明らかにされていない幕末期以前の手作経営の様相を窺うことが可能である。佐々木氏は、幕末期における手作経営の論理に、岡田家の「新たな社会的地域権力」としての特徴を指摘した。本節で取り上げる享和元年から弘化五年までの手作経営は、その論理の形成過程を捉える素材となる。

小作台帳では、殆どの手作地は一括して記され、記載順も一貫している。しかし、文化五年の帳簿から、従来「手作」欄にまとめら

れでいた耕地が「店作」と「内作」とに分けて記載される。「内作」は「手作」と記される場合があり、また、「店作」については享和年間に吉重郎のことを「店 吉十郎」と記した史料があることから、文化五年に吉重郎が分家して、伊左衛門家から経営が独立したことを示している。しかし、以後も「下作宛口帳」に「店作」欄は残つており、天保四年時の帳簿に至つても「吉重郎勘定」欄が設けられている。【表1】の元になつた「下作宛口帳」集計部からは、弘化二年時に伊重郎、やす分の所持地を「引受」していることが確認出来る。伊重郎は当該期の岡村で上位の高持だが、依然として本家の経営に包摂されているのである⁸。一方、同年の集計部には吉重郎に関する記載は無い。分家は、確実な経営基盤を築いて初めて経営が独立する。天保期における分家も含んだ土地集積は、このような経営のあり方に基づいていたのである。

次に、伊左衛門家の手作地に注目する。天保十三年以降の作付記載から、稻作と綿作を入れ替えて、連作障害を防いでいることがわかる。また、それぞれ裏作として菜種、麦を育てる場合もある⁹。同史料に計上されている手作經營の規模を【表3-2】に示した。

岡田家は、小作地同様の勘定を行つているにも関わらず、手作地の勘定で未進を発生していない。本稿の対象時期のうち、天保末年から弘化三年にかけて手作經營の規模が格段に小さくなっている。反程度の田場、綿場という数値を幕末期と比べると、田方が三反以上、宛口高五石以上も規模が小さい。しかし、この期間の手作地は、

地顕寺、乙池、割塚の比較的まとまつた、いざれも享和元年から継続して手作を行つてゐる耕地が主である。葉山禎作氏は、更池村、菅田村の事例から、地域的な分散と一地域での集中という計画的耕地配置のあり方を指摘した¹⁰。岡田家も、複数の地域にまとまつた手作地を確保している。右記の恒常的な手作地の作付作物を変更して、安定した手作収入を得ていたことが、地主經營發展の基礎となつていたのである。それでは、一時的に手作地へ変更する理由はど

こにあるのだろうか。天保四年および七年の帳簿には、手作地に土地移動を示す付箋が貼られている。そのうち、一度に同一小字の手作地二筆を宛てられた一名（作左衛門、儀兵衛）は、前年は小作人として登場していない。また、南株の小作人利右衛門に対して岡中の手作地を天保五、十年の二度に分けて宛てている。後述するように、小作人間の土地移動も段階的に行う例が多いことから、岡田家は小作人の退転などによつて一時的に編入した手作地を、漸次的に隣接耕地を小作する小作人に宛て、「零細錯圃制」の実現を目指していたと考えられる。

ところで、弘化四年に手作地が突如増加している。同年の手作欄に記載された各耕地は、翌五年の手作欄では反別が記され、幾つかの耕地は宛口高が改正されている。弘化五年は小作人に宛てている耕地も、手作欄で反別、宛口高の記載があることから、岡田家が同年に手作地を増加し、耕地の再把握を行つたことが分かる。しかし、宛口高が急増しても岡田家は未進を計上しない。享保年間以来、岡田家の手作地規模は、おおよそ三〇石から五〇石の間を推移している。この傾向は佐々木氏が検討した幕末から明治期のあり方とも合致しているが、本稿では急激な増減を許容する岡田家の經營に注目したい。天保七年以降、弘化三年にかけて手作經營の規模が縮小する一方で、岡田家は所持地を増加させ、かつ安定した収入を計算できる手作地を確保しているのである。天保末年は、特に地主的性格を強めている時期といえるだろう。

次に、幕末に至るまでの特徴である、出作地範囲の拡大について考察する。各年の作徳納入に関して、岡、藤井寺、小山村以外の手作地からは、個々の小作人が岡田家に直接持参する形式をとらず、それぞれの村で一括して納入している。作徳の計算も、道明寺村、西川村といった例外はあるが、前掲の三村の小作地に比較して定免の契約が多い。ただ、定免といつても内容が全く変化しない訳ではなく、米納と銀納の変更など、決して頻繁とはいえないが契約の見

直しが行われている¹¹。

他村における地主経営で、重要な役割を担う存在が「支配人」である。岡田家は、彼らに個別に手当てを支給して、出作地の村々から毎年の作徳を持参させている。「支配人」による小作管理は、畿内村落では珍しいものではない。岡田家も、安永年間には「支配人」による小作管理を取り入れている¹²。各村の「支配人」は長期間に渡つて同一人物が務めており、定免契約の多さと同様、出作地の地主経営内容は、岡村などの三村に比べ、固定的なものとなつていて。しかし、中には西川村のように、支配人方式を改める場合もある¹³。固定的とはいっても、地主小作関係の見直しは行われていたのである。

出作地における地主経営の一例として、西大塚村与平治を取り上げる。与平治は、享保元年には既に新堂・立部領の小作地五石の「支配人」を務めており、契約の継続性という「支配人」の性格を示している存在である。しかし、「下作宛口帳」に天保十三年と十四年の作徳納入は記されず、

【史料一】¹⁴

右与平治、数年作徳持參不致候故、辰年（天保十五年：筆者註）、以下、同様）請落いたし、向後年貢諸役とも無滞相納候上、豊

凶之無差別、壱ヶ年^二蔵米壱石宛、急度差入候筈之事、已然之

如く支配為致申候

と記されている。天保十二年までは、「下作宛口帳」に作徳納入の記載があることから、「数年」とは天保十三、十四両年を示している。つまり、新堂・立部領からは、両年分の作徳が全く納入されていなかつたのである。また、出作地が請け戻される事例もある。津堂村領（高一石二斗五升二合、支配人作兵衛）は、天保十四年正月に、

前年分の作徳十二匁が納入されているが、天保十五年に「証札年限=候付、証文仕替之砌」、作兵衛が請け戻しを希望する。願いを受けた伊左衛門は、「元銀弐百五拾匁^二而質物証文差戻」す。その際、「當方^江銀弐百五拾匁受取申候外^二、卯（天保十四）年作徳十弐匁用捨」とあるように、一年分の作徳を用捨てて、元銀の受け取りのみで請け戻しが成立している。

【表1】のよう、天保期の岡田家は出作地の範囲を拡大させ、畿内における他の地主同様に、支配人による間接的な地主経営を行つていた。しかし、与平治の事例でみたように、必ずしも確実に作徳は納入されていない。契約内容が長期間変わらないことや、作徳を用捨てた請け戻しの例からも、岡田家が出作地拡大を積極的に志向したのではなく、村落規模を越えて影響力を持つ、その存在ゆえの状況と考えられる。あくまで、地主経営の中心は、岡、藤井寺、小山村の小作地に置かれていたのである。

以降の節では、この三村の小作地と小作人を中心に入分析する。

三 小作人の構成

本節では、岡田家の小作人の性格を分析する。「下作宛口帳」が作成された初年度毎に、宛口高と持高の推移を示したもののが【表4】である。宛口高二石前後、持高二石未満の小作人が過半を占めているという点は、文化から天保年間を通じて一貫しており、先行研究の成果を踏まえると、巨視的にみれば享保から幕末に至るまで、小作人の中核となる層の階層、宛口高は大枠で共通している。しかし、文化四年と天保期、および天保年間の表を比べると、時期による変

化が確認できる。

まず、小作人の階層に関して、文化初年から徐々に下降し、無高・借家層が増加すること、天保中期頃、その傾向が顕著になることが指摘できる。これは、小高持層が無高・借家層に没落していくという、当該期の岡村における階層構造変化を反映している¹⁵。文化四年に持高五石以上だった小作人のうち、専右衛門を除く五名は天保期に持高を減らし、岡田家と小作契約を結んでいる。唯一持高を増加させた専右衛門は、文政十三年を最後に、天保年間は小作人として登場しない【表5】。持高の小さい小作人のが増加は、従来からの小作人たちが没落していったことに起因しているのである。当該期、岡田家との小作契約は、必ずしも小作人たちの上昇につながるものではなかった。

次に宛口高に関して、十九世紀には、宛口高が五石を越えるような小作人が常に存在している。宛口高の大きい小作人の存在は、土地集積が進み、小作地自体が増加したことの反映という側面を持つ。二点目は、天保年間における変化である。天保初年と末年を比較すると、南株の小作人について、後者では、一石未満の小作人とともに、十石前後の宛口高の小作人も増加している。このうち無高・借家層に注目すると、天保七年から十年の間に、彼らの宛口高が全体的に減少していることが分かる。文化年間と比較すると、天保期を通じて、無高・借家層の宛口は小さい。中でも、天保七年から十年の間に、その傾向が徹底されるようになつたのである。

次に、小作人の居住地との関係を考察する。先に分析した岡村南株の小作人と比較し、岡村新町、北株、他村の小作人は宛口の変化が少ない。小作地を移動する際も、多くの場合、新たに同村の小作人が耕作するか、従来からの小作人の宛口を増加させている¹⁶。新町と藤井寺村の小作人は、南株の小作人との間で小作地が移動する例もあり、宛口高も北宮村などの小作人に比べれば、変化している。しかし、天保年間を通じて小作人全体の宛口分布の変動は小さい。

【表2】に示されているように、新町や北岡でも天保期には階層構造に変動がみられるところから、小作人たちの経営は変化していると考えられる。にもかかわらず宛口高の変化に反映されていない点で、岡村南株との相違は大きい。

また、小作地の移動にみられる特徴については、一件毎の契約内容を十分に分析しておらず何らかの傾向を導き出すには至っていないが、以下の点を指摘する。(1)小作人から請人への移動が多いこと、(2)全ての宛口が一つの小字に集中している場合、小作地の変化が少ない。こうした小作人は、新たに離れた土地の小作地を宛てられないのである。(3)宛口高が大きい場合、一度に移動するのではなく、段階的に小作地を移動する。例えば、「小山領」五筆のうち二筆の小作地は、それぞれ異なった小作人から天保十二年と十三年の二度に分けて、八郎兵衛に宛てられている。個々の小作人について、小作地の範囲を集中させる、急激な小作地増加を避けるということが、小作地移動の際に望まれていたのだろう。(2)、(3)から窺えるこうしたあり方は、前節でみた手作地と小作地の交換と同様である。

以上、本節では岡田家の小作人の性格について考察した。岡田家の地主經營は、居住地との関係で、南株—北岡・新町・藤井寺村—小山村・北宮村・沢田村の三者、および支配人を介した他村とで異なつていたのである。

四 作徳納入

本節では、小作人個々の、岡田家への作徳納入状況を分析する。支配人を介さない、岡村、藤井寺村、小山村の小作地は、毎年各村毎に、田方・綿方それぞれの免(引)および小作値段が算出され、小作人個々が作徳を岡田家に直接納入することが原則だった。しかし、一村全体が「見合」による免定となる年もあり、常に小作人毎に異なる「引」、「まけ」、「用捨」が頻発している。この様相は、支

配人を介した定免の契約が多い他村と異なる、岡村など三村の特徴である。第二節で検討したように、岡田家の地主經營の中核は、この三村だった。当初の作徳計算は、村単位で取り決められるが、実際の納入においては、岡田家と個々の小作人の関係が重要だったのである。

「下作宛口帳」の「蔵入」欄の記載から、各村への年貢米納入者を示したものが【表6】である¹⁷。天保期には土地集積と分家創出によつて、藤井寺村への蔵米納入量が岡村と同規模に至つていることがわかる。ここからは、①享和から天保末年まで一貫して、南株の蔵には多人数が少量を納入している、②北株の蔵については、天保末年にかけて多人数が少量を納入する南蔵に近いあり方に変化するが、個々の小作人によつて納入量の差が大きい、③藤井寺村への蔵米納入は、少人数が多量の蔵入米納入という点で一貫しており、その差異は天保期に顕著である、という点が確認できる。また、岡田家は手作地の作徳米を一切年貢米として納入していない。

次に、未進額（「滞」）の推移を検討する。単年度で未進が発生しても、翌年以降に過分の納入（「過」）があれば、その未進は相殺される。天保期は、こうした複数年度による決済（「ふり」）が頻発している。各小作人について三年分の勘定を一括して記す文政十三年以降の「下作宛口帳」の様式は、未進の増加に対する「ふり」の頻発という状況に即した、能率的な帳簿のあり方といえる。

【表7】は、享和から文化年間にかけて、单年度で百匁以上の未進が計上された小作人について該当年の宛口を書き上げたものである。稻、綿を共に作付けしている小作人も、多くは綿方分の滞が原因で高額の未進を発生している。多くの場合、田方は宛口高より少ない作徳で相済となつていて。享和元年の「御年貢下作宛帳」末尾には、

滞	壱貫弐百目
納米	九拾石五斗
餅米	七石
飯米	九拾七石五斗
ペ	三拾石

と記されている。【表6】のよう、蔵入米を納入する小作人の多くは岡田家への作徳納入を皆済しており、多くが綿作の未進からなる岡田家の「滞」は、經營発展という観点からの「滞」というべきものだつたといえよう。

しかし、天保飢饉の影響によつて状況が変化する。天保年間の未進額をまとめたものが【表8】である。この数値は、天保四年の米価騰貴の際に「当年米直段高直ニ付、勘弁致遣」¹⁸したよな一段階の用捨や、帳簿内での相殺を終えた数値である。表からは、居住地を問わず、天保七年から九年に未進が激増していることが分かる。その状況を示すように、天保七年「下作宛口帳」、藤井寺村利助の項には次のような記載がある。

【史料三】¹⁹

（前略）

ペ四石七斗

内 四斗用捨

壱石 餅米入

残リ 三石三斗

百六十武匁

代 五三拾四匁六分
内 八十壹匁

当年米高直ニ付、猶又用捨致遣ス

【史料二】

下作入

四貫五百目

岡田家は、「猶又用捨」した四五三匁を「未進」として把握しているため、当初算出された作徳との開きはさらに大きい。「当年米高直二付、勘弁致遣ス」のよう、二段階の用捨は以前にも散見しているが、天保七年の「下作宛口帳」では格段に多い。ここでは当初（三、三石×百六十式匁）という計算で未進が計上されている。八十匁も用捨を経ても、依然として高額の未進が残っている。米の不作、米価高騰という条件下で「滞」が急増しているのである。

次に、未進額と階層、宛口高の関係について検討する。まず、南株については、未進額と宛口高は相関関係にあること、持高の大きい層ほど大きい宛口高の際にも、未進額が少ないことが確認できる。無高・借家層も多くは宛口高が小さいため、未進額が抑えられていることが注目できよう。從来と同様に天保初年も、南株の小作人からは、比較的確実に作徳を得ていたことがわかる。

一方、藤井寺村の小作人には、宛口高の多寡を問わず、連年多額の未進を重ねる小作人がみられる。その未進額も、南株、新町などの小作人と比して格段に大きい。天保初年まで、岡田家の地主經營における最大の課題は、藤井寺村の小作人との関係だったといえるだろう。藤井寺村の階層構成は史料的制約から詳細は不明だが、天保十二年に庄屋跡役の候補として挙げられた上層村民十三名の内、天保期に岡田家と小作契約を結んだのは喜八（持高十、三石）のみである²⁰。喜八は、岡田家の小作人だった天保七年までの間に未進を発生させていない。前記「上層村民」の持高が四十五、九石から三、九石という点、南株小作人の階層と宛口高との関係を考慮すると、藤井寺村の小作人も、多くは小高持層や無高層の者たちだったと考えられる。

右で述べた天保初年の状況は、天保七年から九年に大きく変化している。南株小作人のうち、三から五石の宛口高の層が未進を増大させているのである。南株小作人の天保十年以降の状況に注目すると、中規模宛口高の小作人が減少し、小規模宛口高の小作人が増加

していること、彼らの未進額が低く抑えられていることが分かる。

天保飢饉の影響による未進額の激増を受けて、地主小作関係が変化したのである²¹。先述したように、南株の小作人は土地移動が頻繁に行われている。こうした対応が可能だったか否かが、藤井寺村との未進額の差に現れないと考えられる。藤井寺村五兵衛の未進を書き上げた帳簿には、「天保十一子年之義ハ、同人ち勝手=惣兵衛へ為下作申候」と記されている。宛てられた小作地を「勝手」に下作させるあり方は、南株小作人とは異なっている²²。ところで、【表

6】享和元年欄から蔵米納入量と田方宛口高の関係をみると、南株小作人の宛口高に対する蔵入米の少なさが注目される。対して藤井寺村への米納年貢は、少人数の藤井寺村小作人が、宛口高に近い量の蔵入米納入を果たすことで成立していた。その為、天保期以前においても藤井寺村小作人には蔵入米納入を果たしつつ、未進を発生している者が散見するのである。しかし、天保年間は未進者の数、額ともに激増している。米価騰貴を原因とした、彼らの田方、綿双方から発生する未進は、經營発展の為の「滞」とは質が異なっているのである。岡田家は、天保末年から弘化初年にかけて、累積した未進の整理を試みている。次に、藤井寺村佐右衛門の例を示す。

【史料四】²³

岡村入組 合 佐右衛門

一 武拾匁六分九厘 天保元寅年
（略）

一 廿壹匁八分壹厘 同 十四卯年
メ 壱貫拾三匁

内 拾三匁 尚又用捨致し遣ス

弘化二巳年極月改

壱貫目 弘化三年より卯年迄拾ヶ年賦致遣ス

但し年々百目宛之相対候得共、叮嚀差入候ハヽ、八

拾匁も持參致し候ハヽ、百目之入可致置候筈也

右之通約定出来候得共、年賦一ヶ度も差入不申、其上当前之分も左之通滞候

右

佐右衛門

一 七拾匁弐分四厘 天保十五辰年
一 六拾壹匁弐分九厘 弘化三年

(後略)

岡田家は、年賦（十年賦、十五年賦）による整理を試みたものの、「年賦一ヶ度も差入不申、其上当前之分も」滯つている。こうした年賦という方策は、小作人にとっても望ましい解決策だったようである。岡村卯之助（庄七引受）について、弘化二年以降であるが、

「佐右衛門世話」、年賦致吳候様段々申来リ候付、承知致シ

遣ス、依之俸奉公致候ハヽ返済も可能という期待を述べている様子が「未進帳」に記されている。天保末年に至り多額の未進が累積した小作人に対しては、その一部を用捨てた上で年賦による解決を図るという方法が岡田家、小作人双方の合意点だったといえよう。飢饉時だけでなく常に多額の未進を発生させてるのは、宛口高

が大きい小作人たちである。その一人、新町太郎兵衛（「金太」）は、弘化二年、未進の累積について「俸共大勢有之、夫々成長隨」つて、奉公をしているものの、「等閑致差置候故」、返済できていないと述べ、「俸共親之申方不相用、氣促致居」と嘆いている。一方、伊左衛門は、「娘たけ、当年十九才相成、新丁為右衛門へ年季奉公致居、午年年明候付：未年より年々請銀不残差入可申」という期待を示している。

天保末年には、岡田家の小作人の中核をなす小高持層が、無高・借家層に没落しているという状況があった。未進額を抑えるためには、無高・借家層の宛口高を抑えざるを得ない。しかし、年貢納入を果たすために、その分の小作地を他の小作人に耕作させる必要がある。岡田家は、小作人の経営などから返済可能性を考慮して、一部の小作人の宛口高を大きくし、彼らから連年の未進を想定しつつ、作徳を得ていく必要があつたのである。

おわりに

以上、本稿では、享和から弘化年間に至る岡田家の地主経営を考察した。その結果、

- ① 岡田家の地主経営は、小作人の居住地によつて、ア自身が庄屋を務める岡村南株、イ北岡・新町・藤井寺村、ウ小山村・北宮村・沢田村、エ支配人を介した他村とで異なつていた。地主経営の基盤は支配人を介さない近隣村で、イの中でも、天保末年にかけて岡村内の前二者と藤井寺村との差違が顕著になつてい

く。

② 一九世紀初頭、岡田家は予定した通りの作徳納入を得ていないが、それらは綿作地から計上される未進で、手作經營、年貢納入は安定的に推移していた。ただ、藤井寺村の小作人との地主小作関係は、天保期以降の矛盾を誘発する可能性を持つものだつた。

③ 天保期の社会変動、特に天保七年から九年の凶作による階層分

解を受けて、従来矛盾が小さかつた岡村の小作人との関係も含め、岡田家の地主經營は綿作収入を期待するあり方から、総体的な転換を余儀なくされた。しかし、藤井寺村小作人との関係を変化させることは困難だった。

という点を示した。③でいう岡田家の対応の様相は、本論で示した通りである。宛口高を増加し、未進額も増加させている「一部の小作人」とは、多くが小高持層である。天保期には、岡田家小作人の中でも、彼らに大きな負担がかかっていたといえるだろう。また、本稿では岡田家の手作經營に注目したい。急激な耕地増加にも堪えうる余裕を持ちつつ、確実な収入を予想出来る配置と規模の小作地を保持していたからこそ、様々な対応が可能だつたのである。手作地からの作徳を年貢米納入に回さないで済む程の地主經營と表裏一体な手作經營のあり方が、さらに地主として発展していく基礎についた。

当該期、個々の小作人に未進が蓄積していくという状況に対応するため、岡田家は小作台帳の様式を変化させたのである。小作人の単年度未進額を書き上げた「未進帳」についても、文政三年作成のものから、岡田家は小作人毎に、毎年の未進額をまとめる形式で帳簿を作成している²⁴。嘉永二年に藤井寺村小作人の未進を整理する際は、「未進帳」から藤井寺村の小作人部分のみを摘出した帳簿、地並形式の小作台帳を作成している。右の変化は、文政初年頃から弘化四小作人の未進額累積が顕著になつたこと、嘉永期に、藤井寺村小作

人との関係の見直しを図つたことを示している。

佐々木氏が注目した、幕末期の手作經營、帳簿システムの前提は、本稿で検討した時期を通じて徐々に形成されていったのである。第四節でみたように、累積した未進は、やがて年賦による整理が行われる。このことは、主に地主經營の面で岡田家と関係を結んでいた小作人が、金融面でも関係を取り結ぶことを意味する。両者を含めて考察していくことが、今後の課題である。

¹ 佐々木潤之介『幕末社会の展開』岩波書店、一九九三年。
² 菅野則子『村と改革』三省堂、一九九二年。
³ 以下、本稿で使用する史料は、全て河内国丹南郡岡村岡田家文書（一橋大学附属図書館所蔵）である。

⁴ 文化四年の「下作宛口帳」には、岡村南株・北株・藤井寺村への年貢米納入を集計する「歳入」、小作人の銀による作徳納入を日並形式で記す「銀入」の欄が設けられている。本節で述べた記載項目の特徴は、文政九年から十二年の「下作宛帳」においても、大きな変化は無い。

⁵ 「岡」C、四一一一四。

⁶ 嘉永元年（「岡」C、二六一二）、嘉永四年（「岡」C、二八一六）嘉永五年（「岡」C、二八一四）、嘉永六年（「岡」C、二三一一二）が該当する。

⁷ 天保四年のものには最後に「伊重郎勘定」、「吉重郎勘定」という項目がある。前者は、天保七年の記載を持つ伊重郎の地主經營をまとめた「下作宛口帳」（「岡」C、一三一七）が現存していることから、同年以降は別に帳簿が作成されたのだろう。また、天保十年のものには帳簿冒頭に所持高合計が記載されていない。

⁸ やす家は文化四年時に持高一、六石、以後多少の増減があり、天保十四年に持高一、八石である。

⁹ 「岡」C、二一一八。享和元年から弘化五年までのうち、弘化四

年のみ裏作が記されている。

¹⁰ 葉山禎作『近世農業発展の生産力分析』御茶の水書房、一九六九年。

¹¹ 一例をあげると、南嶋泉領（高二石五斗七升四合、支配人勝右衛門）は、文化四年の作徳米一石五斗定から、文化十三年には銀五十匁宛下に、西川領のうち二筆（高四石八斗）は、文化三から九年の百二十匁宛下から、文化十三年には、二石ずつ宛定へと変更されている。

¹² 小酒井論文参照。

¹³ 西川村では、文化三年時には「支配人五兵衛」が作徳をとりまとめていたが、文政年間には支配人を置かず、西川村として一括納入する形式へと変化している。

¹⁴ 岡C、二六一五。

¹⁵ 【表2】および、前掲菅野論文参照。

¹⁶ 北宮村佐兵衛の小作していた二、五石は、北宮村佐兵衛（天保三年）、北宮村伊兵衛（天保四年）と小作人が変わっていく。また、沢田村九郎兵衛が小作していた三石は、天保十年に沢田村磯七の小作地として追加されている。

¹⁷ 年貢納入のあり方については、小松論文参照。

¹⁸ この二段階の用捨を受けた藤井寺村政七は、天保四から六年にかけて一六九、一匁の未進を出している。

¹⁹ 岡C、二六一四。

²⁰ 『藤井寺市史』第二巻、「藤井寺村」参照。

²¹ 「天保七年（一八三六）は、天保の大飢饉の中でもつとも酷い年」だったという。『藤井寺市史』第二巻、「岡村」参照。

²² 岡C、四二一四。

²³ 同前。
²⁴ 岡C、二一一六。

【表1】岡田家所持地石高 (単位:石)

地域＼年次	享和元	文化4	文政2	文政13	天保7	弘化2
岡村南株本田	41.404	47.173	51.261	53.5	41.908	40.228
※伊十郎分						※9.648
岡村南株新田	6.604	6.604	10.58	10.58	10.169	9.221
※伊十郎分						※1.71
岡村北株本田	28.848	29.18	28.843	28.843	29.43	28.491
※やす分				※1.98	※1.98	※1.98
岡村北株新田	3.479	3.479	3.479	3.479	3.479	3.479
藤井寺村本田	62.673	64.008	68.301	70.17	71.387	68.524
※伊十郎分						※5.082
藤井寺村新田	2.847	2.848	2.844	2.844	2.844	不明
志紀小山村西組			5.83	8.98	8.98	不明
志紀小山村東組			1.21	1.21	1.21	不明
丹北小山村				4.313	8.523	4.313
林村	2.495	2.495	2.495	2.495	3.163	3.163
西川村	4.435	4.435	4.435	4.435	4.435	不明
道明寺村	0.08	0.7765	0.7765	0.7765	0.7765	0.7765
片山村	11.347	3.76	3.76	3.76	3.76	
藤井寺村領	5.802	5.802	5.802	5.802	5.802	
利兵衛支配						
南島泉村	2.5745	2.574	2.574	2.574	2.574	3.969
新堂・立部領	宛口高5石	宛口高5石	宛口高5石	宛口高5石	宛口高5石	宛口高5石
津堂村			?	1.252?	1.252	
太田村			?	35匁定	35匁定	35匁定
野々上村					宛 口 高	宛 口 高
					1.6872石	1.6872石
誉田村					80匁定	

「御年貢下作宛帳」、「下作宛口帳」集計部から作成

※ 「不明」は、所持地の存在は確実だが、数値が確定出来ないものを示す

※ 帳簿に記載が無い年次は、前後年の帳簿から数値を確定した

【表2】岡村階層構成 (単位:人)

持高\年次	文化4	文化14	文政13	天保4	天保7	天保10	天保14
50石~	1	1	1	1	1	1	1
30石~	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
10石~	7 (3)	4 (3)	3 (2)	2 (2)	3 (2)	7 (3)	15 (3)
5石~	22 (1)	19 (1)	18 (1)	16 (1)	18 (1)	13 (3)	7 (1)
3石~	11 (6)	17 (5)	15 (3)	9 (3)	10 (4)	8 (1)	12 (3)
0石~	32 (11)	40 (15)	27 (6)	28 (6)	31 (14)	17 (8)	25 (16)
□・家持	5 (2)	5	17 (15)	15 (17)	9 (10)	20 (9)	
無高家持	33 (20)	19 (12)	11 (18)	12 (5)	8 (3)	8	3
無高借家	24 (9)	28 (13)	28 (17)	44 (19)	51 (20)	58 (25)	50 (30)
その他			1 (1)			1	6
計	135 (53)	133 (50)	121 (64)	127 (54)	131 (55)	133 (50)	120 (54)
伊左衛門家持高	98.157	101.5	102	102	102	102余	120余
(単位:石)							
吉重郎家持高	□・家持	5.1	3.1	3.1	3.1	11余	31余
儀兵衛家持高						2.5	3.8余
兵左衛門家持高			2	2	2	11余	12余
伊重郎家持高			3.1	3.1	3.1	8.3	10.4余

「浄土真宗切支丹宗門改帳」、「浄土宗真言宗融通念仏宗宗門御改帳」、「切支丹宗門御禁制人別寺請帳」から作成

※ 各欄の数値は、それぞれ「南株・北株（新町）」の数値を示す。「宗門御改帳」（岡村番非人）の数値は含めていない

※ 「□・家持」は宗門改帳の持高が無記載で「家持」とのみ記されていたものを示す

【表3】岡田家手作地と宛口高 (単位:石)

耕地名＼年次	享和元	文化5	文政13	天保13	14	15	弘化2	3	4	5
広宗東	1.95	店								
広宗西	1.85	店								
広宗							2.3 綿	田		
地顕寺北	2.6	○	○	綿	田	綿	田	田	田	
地顕寺中	1.4	○	○	綿	田	綿	田			
地顕寺小畠町式ツ	0.47	○	○	田	田	綿	田			
地顕寺東	2.6	○	○	綿	田	綿	田			
大保	2.4	店								
大保伊助作之跡							1.3 田			
葉森	2.35									
葉森			1.26							
口田上	1.6	店								
口田下	0.6	店								
みのん上	2	○								
みのん上			1.2 不明	綿	田	綿	綿	田	綿	
宮ノ垣外北	2.1	○	2							
宮ノ垣外西	1.2	○	○	1.25	綿 田	綿				
宮ノ垣外							2 畑			
							0.6 田			
下乙池上	3.5	○	○	田	田	綿	田	田	2.9 綿	2.94 田
下乙池中	0.75	○	↓							
下乙池下		1.4	2.15	田	田	綿	田	田	綿	2.45 田
							4.2 綿	綿	田	4.3 綿
乙池三反	6	○	○	綿	綿	田	2 綿	田	綿	2.1 綿
下乙池北	1.2	○								
乙池上ノ段			1.2	田	綿					
茶縁	1.9	○								
茶縁西	1.9	○								
庄屋かいと	1.08									
陸山掛口	0.85									
岡中	2									
岡中				2 綿	田	綿	田	綿		
岡中北	2.1									

岡中	2.1										
岡中井戸北									2.1	綿	田
岡中	2.65										
岡中タレ	0.2										
かんか下	2.5	○									
三味野 (畑)	0.385	0.585	1.41	○?	○?	○?	0.138	畑	?	?	
笑坂谷	3.1										
割塚	4.2	○	田	綿	田	綿	田	綿	田	綿	田
割塚 (畑半分)			0.5	畑	畑	畑	畑	畑			
高屋水かき	1.85										
尻屋	0.55										
七兵衛西方	0.35										
西ノ上	1.8	1.7	綿	田							
神木屋敷	0.8										
南半兵衛屋敷	0.15										
平兵衛屋敷	0.4										
平兵衛屋敷	0.25										
くちなみ原	1.6										
くちなみ原下	0.1										
まふら		1.4	田	綿	田						
西ノ谷		2	不明								
西口		1.9	田								
前原			1.9	田							
こぶ地				3.55	綿	田		綿			
こぶ地				1.7	田	綿		田			
葉森							1.35	田			
屋敷							1	田			
大木西							1.4	田			
シタ溝上下							2.8	田			
那松三本松ノ下							2.1	綿			
那松東ノ方畠ヶ							0.6	田			
干見塚							2.5	綿	田		

「御年貢下作宛帳」、「下作宛口帳」から作成

* 矢印は一筆になったことを、「？」は宛口高が不明なものを示す

※ 「店」は文化5年の帳簿において、「店作」欄に一括されたことを示す

【表3-2】岡田家手作地規模

	綿 地積（反）／宛口高（石）	田 地積（反）／宛口高（石）	宛口高合計（石）
享和元			46.9
文化5			40.67
文政13			39.53
天保13			34.46
14	凡6反／13	7反／15.66	※28.46
15	／15.96	／14.7	30.66
弘化2	5反6畝分／11.8	7反／14.71	26.51
3	7反3畝分／15.35	6反9畝8分／14.55	29.86
4	8反3畝17分／17.85	1町4反3畝18分／30.16	48.01
5	7反2畝17分／15.25	1町2反5畝3分／26.29	41.54

「御年貢下作宛帳」、「下作宛口帳」手作欄から作成

※ 「※」印は、計算上合わないが帳簿の数値をそのまま記載した

※ 「店作」分、畠は含まず

【表4】岡田家小作人の階層と宛口高

文化4

宛口高 持高\	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	~10	計
7~			1	1							2
6~						1					1
5~		1	1				1	1			4
4~			1								1
3~		1	1		1						3
2~	1	1									2
1~	2	1	3								6
0~		1		1		2		1			5
□・家											
無・家	5	3		2	1		1				12
無・借	1	1	3						1		6
不明	1	3	2		1	2	1				10
計	10	12	12	4	3	5	3	2	1		52
新町	6	7	6	1	1		2				23
北岡		1	2		1						4
藤井寺 村	5	5	6	8	3	2	1				30
他村		3	5		1						9
総計	21	28	31	13	9	7	6	2	1		118

※ 屋敷地のみの契約で作徳が銀換算の小作人、「下作宛口帳」に小作人としての欄が設けられていない小作人は表から除いた

※ 「不明」は比定できなかった小作人を示す。

天保元

宛口高 持高\	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	9以上	計
7~											
6~	1	1		1							3
5~											
4~							1				1
3~	2		3								5
2~			1	1							2
1~		2	4	1					1		8
0~	1		2								3
□・家	1	2	1	1			2	1			8
無・家	1	1	3	1	1						7
無・借	3	2	2	2		2		1			12
不明		4	2					1			7
計	9	12	18	7	1	2	3	3	1		56
新町	6	4	10	1	1	2	1				25
北岡	1		1	1					1		4
藤井寺村	2	6	7	8	1	1		2			27
他村		2	1	2							5
総計	18	24	37	19	3	5	4	5	2		117

天保4

宛口高 持高\	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	9以上	計
7~											
6~				1							1
5~											
4~											
3~	1		3					1			5
2~			1	1							2
1~		2	1	2	1		1				7
0~	1	1	1		1						4
□・家		3		1	1		1	1			7
無・家	1		4	1	1						7
無・借	4	4	2			2			1		13
不明	3	2	3								8
計	10	12	15	6	4	2	2	2	1		54
新町	5	4	7	1	1	2			1		21
北岡	1		1	1					1		4
藤井寺村	4	7	4	9	1	1		1	1		28
他村		2	1	2							5
総計	20	25	28	19	6	5	2	3	4		112

※ 丹北小山領、津堂村新右衛門（宛口高6. 848石）は、支配人であるため、表から除いた

天保 7

宛口高 持高\	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	9以上	計
~8											
~7				1							1
~6			1								1
~5	1										1
~4		2	1	1							4
~3	1	1	1						1		4
~2		2		2	1			2			7
~1	1		1								2
口・家			1	2	1						4
無・家		1	1	2	1						5
無・借	2	2	6	2		1	1	1			15
不明	2	3	1	1	1					1	9
計	7	11	13	11	4	1	1	3	1	1	53
新町	6	3	7	1	1	2			1		21
北岡	1		1	1					1		4
藤井寺 村	4	6	5	6	4	2		2			29
他村		2	1	2							5
総計	18	22	27	21	9	5	1	5	3	1	112

※ 丹北小山領、津堂村新右衛門（宛口高 6. 848 石）は、支配人であるため、表から除いた

天保10

宛口高 持高\	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	9以上	計
~8											
~7			1								1
~6											
~5											
~4		1									1
~3	1		1			1		1			4
~2		2			1	1	1				5
~1											
□・家	2	1	3	1	1		1		1		10
無・家				2	1			1			4
無・借	5	4	1	2	1		2				15
不明	1		3	1	1		1			1	8
計	9	8	9	6	5	2	5	2	1	1	48
新町	3	4	9	1	2	1		1			21
北岡			2	1					1		4
藤井寺 村	2	5	7	6	5	1					26
他村		2	1				1				4
総計	14	19	28	14	12	4	6	3	2	1	103

※ 丹北小山領、津堂村新右衛門（宛口高6. 848石）は、支配人であるため、表から除いた。

天保 13

	~1	~2	~3	~4	~5	~6	~7	~8	~9	9~	計
~8				1							1
~7				1							1
~6		1									1
~5											
~4		1	2						1		4
~3	1	1	1		1			1			5
~2		1		1	1	1				1	5
~1	1			1		1					3
□・家											
無・家						1					1
無・借	4	2	4	4	3		2			1	20
不明	3	3	3	3							12
計	9	9	10	11	5	3	2	1	1	2	53
新町	3	4	7	1	1	1		1			18
北岡			2	2			1				5
藤井寺 村	2	7	8	7	2	1	1		1		29
他村		2	1				1				4
総計	14	22	28	21	8	5	5	2	2	2	109

※ 丹北小山領、津堂村新右衛門（宛口高6.848石）は、支配人であるため、表から除いた。

【表5】文化4年時、持高5石以上の中作人と、以後の持高 (単位: 石)

	文化4	文化14	文政13	天保4	天保7	天保10	天保14
七兵衛	○5.132	3.87	○3.87	○3.87	0.7	家持	3.8余
専右衛門	○6.575	○6.575	○6.575	6.575	6.575	10.5	10
庄右衛門	○5.3	○家持	○2.5	○2.9	○2.9	○2.9	○3.9
茂八	○9.69	○2.8	○家持	○家持	○2.5	2.5	2.01
作左衛門	○5.605	5.6	4.6	○2.6	○2.6	2.6	無高借家
弥右衛門	○5.748	2.7	○2.7	○2.7	○2.7	○家持	○2.4

○印は、当該年に岡田家の中作人だったことを示す

【表6】各村「蔵入」納入者

(単位: 石)

南株

享和元 田方／綿方／未進(匁)	文化4	天保7	天保8	天保13
1.5 七兵衛 4.85／1.8／0	1.5 七兵衛	0.5 専右衛門	0.5 儀右衛門	1 九兵衛
0.5 儀右衛門 2.7／0／0	1 弥右衛門	1 伊兵衛	1 磯八	0,5 八郎兵衛
2 忠右衛門 5.55／0.6／0	0.5 嘉兵衛	0.5 佐七	0.5 弥左衛門	1.5 磯七
2 弥右衛門 3.5／4.55／0	0.5 政七	0.5 義右衛門	0.5 九兵衛	0.5 孫助
1 茂兵衛 4／1.9／0	1 弥右衛門	1 磯八	1.5 利右衛門	1.5 太右衛門
1 政七 2.8／0／0	1 平兵衛	0.5 弥右衛門	0.5 伝右衛門	0.5 定右衛門
1 平兵衛 2.95／1.65／0	1 惣右衛門	1 定右衛門	1 太右衛門	0.5 儀兵衛
1 惣右衛門 4.41／2.1／22	0.5 庄左衛門	1 (新) 五兵衛	0.5 定右衛門	0.5 弥左衛門
1 伊助 1.9／0／0	1 庄右衛門	0.5 弥左衛門	0.5 藤七	0.5 伝右衛門
1 源七 4.1／0／12.6	0.5 仁兵衛	0.5 利右衛門	1 庄左衛門	0.5 長右衛門
0.5 庄右衛門 2.3／0／0	1.5 長右衛門	1 庄七	1.5 作兵衛	0.5 常八
1 庄右衛門 2.8／0／0	1 又兵衛	1 庄左衛門	1 三郎兵衛	1 佐右衛門
1 六左衛門 3.8／0／0	1 四郎右衛門	9石	1 (新) 五兵衛	0.5 儀右衛門
1 長右衛門 2.8／2.63／0	1 長兵衛		0.5 庄右衛門	1 喜兵衛
0.5 喜右衛門 3.75／0／0	0.5 忠兵衛		12.5石	0.5 庄七
1 利兵衛 1.6／0.1／32.76	0.5 又兵衛			1 (新) 為八

2 長兵衛 6.15／0.35／0	〆14石			〆11.5石
0.5 忠兵衛 1.98／0.804／0				
〆19.5石				

※ この他に小山村への蔵入分がある

※ 享和元年の田方／綿方は宛口高を示す。畑作、屋敷分の宛口高は除いた

北株

享和元 田方／綿方／未進（匁）	文化4	天保7	天保8	天保13
1 平兵衛 1.25／0／0	1.5 嘉兵衛	1 嘉右衛門	1 半右衛門	2 嘉右衛門
1 平兵衛 1.5／0.68／3.96	2 仁兵衛	4 半右衛門	1 嘉右衛門	2.5 半右衛門
1.8 清右衛門 2.1／0／0	1 平兵衛	2 吉左衛門	1 清左衛門	1 吉左衛門
3.5 与次兵衛 4.2／0／0	1.5 忠右衛門	1 忠兵衛	1.5 嘉右衛門	1 長兵衛
2 次郎兵衛 4.73／0.9／0	1 六助	1 七助	3 半右衛門	0.5 弥七
0.5 五郎兵衛 1.15／0／0	1 幸八	1 太郎兵衛	2.5 吉左衛門	0.5 庄右衛門
1.5 利八 1.85／0／0	1.5 源七	0.5 弥兵衛	1 忠兵衛	0.5 伊兵衛
1 久右衛門 1.9／0／43.2	4 与治兵衛	0.5 六左衛門	1 七助	1 七助
1.5 平右衛門 3.31／0／0	〆13.5石	0.5 佐兵衛	1.5 太郎兵衛	0.5 惣兵衛
1 惣兵衛 2.96／0／0		0.5 平右衛門	1 嘉七	1 利右衛門
1.5 仁兵衛 1.6／2.1／0		0.5 惣兵衛	1 嘉兵衛	1 新七
2 忠兵衛 4.1／1.85／65		0.5 清左衛門	1 惣兵衛	1 忠兵衛

2 又三郎 3／0／0		13 石	0.5 庄兵衛	1.5 喜兵衛
18.3 石			0.5 平右衛門	1 嘉七
			1.5 喜兵衛	1 惣兵衛
			0.5 伊兵衛	0.5 嘉兵衛
			1.5 仁兵衛	16.5 石
			21 石	

藤井寺村

享和元 田方／綿方／未進（匁）	文化 4	天保 7	天保 8	天保 13
1 伊助 1.5／1.75／0	2 伊助	0.5 元右衛門	1.5 伊兵衛	2 佐右衛門
2 為右衛門 2.7／0／0	1 太郎兵衛	2 五郎右衛門	1 佐兵衛	1 伊兵衛
2 久七 2.25／1／0	2 半七	1.5 松右衛門	1 三右衛門	2 又兵衛
1 太七 2.35／1.3／0	0.5 久七	1.5 左右衛門	1 八左衛門	1 三右衛門
1.5 吉右衛門 1.8／0／0	0.5 太兵衛	1 与兵衛	1.5 与兵衛	2 源藏
1 庄八 1.25／0／0	0.5 太七	1 吉右衛門	3.5 佐右衛門	2 松右衛門
4 五郎兵衛 5／0／10	1 德右衛門	2 卯右衛門	1 磯八	5 佐兵衛
1.5 宇右衛門 1.85／3.55／0	1.5 五郎兵衛	1.5 伊助	1 喜兵衛	3.5 吉右衛門
0.5 半兵衛 0.75／1.475／0	3 卯右衛門	0.5 又兵衛	0.5 半兵衛	3 義右衛門
1.5 平七 1.85／0／0	1 万右衛門	2 武右衛門	1 新兵衛	1 与兵衛
1.5 儀七 2.3／1.9／0	1.5 磯平	0.5 喜右衛門	1 元右衛門	1 孫七

1.5 喜八 3/0/0	2.5 喜八	1 多七	1.5 儀右衛門	2.5 伊助
2 伝右衛門 2.15/1.4/0	2 伝右衛門	0.5 三右衛門	1 吉右衛門	24 石
1.5 文七 2/1.8/1.5	1.5 文七	0.5 伊兵衛	2 太助	
2 九助 3/0/0	0.5 三右衛門	19 石	2 又兵衛	
1 与兵衛 1.29/2.5/15	1 源左衛門		3.5 清藏	
1.5 次郎兵衛 4/0/0	1 小左衛門		24 石	
1 小左衛門 1.5/2.25/50	1 清七			
1 又兵衛 1.15/0.65/46.8	1.5 与兵衛			
1 又助 1.55/2.4/132.8	0.5 (南) 久左衛門			
24 石	1 (南) 喜左衛門			
	0.5 (北) 林左衛門			
	25,5 石			

【表7】享和～文化年間における高額（100匁以上）未進発生の事例

年次		田方宛口高	綿方宛口高	その他の計上額（匁）	未進額
享和元	南・又兵衛	2	2		110
	藤・太郎兵衛		2.4		124.9
	藤・又助	1.55	2.4	畠 10.8	132.8
文化元	南・平兵衛	3.3	3.4	家賃 33.55	101.9
	南・長兵衛	3		畠 0.175 石代	184.5
4	藤・半兵衛	2.75	2.4		159.58
	藤・又三郎	1.3	1.7		152.15
5	南・長兵衛	3			162.8
	南・四郎兵衛	3.15	2.075		132.35
6	南・四郎兵衛	1.65	1.5		101.11
8	南・長右衛門	2.8	5.05	家賃 25.52	172.65
	藤・太郎兵衛		2.4		134.2
9	南・又右衛門		4.7	家賃 32.4	259.2
10	南・茂八	6.8	4.5		230.78
	藤・半兵衛		2.5	家賃 26	186
11	南・七右衛門		1.46	家賃 3.2	133.6
	南・茂八	2.3	6	(畠代)	390
	南・平兵衛	3.7	2.95	家賃 35.2+ (畠代)	128.32
	藤・半兵衛		3.1	家賃 0.4	110
12	南・左兵衛	4.5	2.7		100
	南・茂八	5	4.5		124.5
	藤・松右衛門	1.5	1.6		121.08
13	南・利兵衛		1.2	家賃 41.4	116.1
	新・平蔵	2.95	2	家賃 24.18／酉戌亥年分 94.75	318.7
	新・忠右衛門	3.65	2.84		109.83
	南・又右衛門	0.6	2	家賃 42.1	129.6
	南・庄助		1.54	家賃 40.11	150.52
	北・茂八	6.45	3.8		103.35
	南・平兵衛	4.2	2.45	屋敷 0.65 石代	160.2
	南・佐助	4.8	2.6	家賃 31.24	103.13
14	新・七兵衛		1.1	家賃 35.95	122.13
	新・利兵衛		2.3		142.6

※ 「南」：岡村南株、「北」：岡村北株、「新」：岡村新町、「藤」：藤井寺村を示す。岡村南株内の地域区分
は示していない

【表8】小作人の未進額と宛口高

文政13～天保3

岡村南株

未進額(匁)＼宛口高(石)	0～	3～	5～	計
350～			(1)	1
300～			1	1
250～	1	(1)		2
200～				
150～		1	(1)	2
100～			(1)	1
50～	(1) 4		1	6
0～	(1) 7	4	2	14
皆済	(5) 12	(1) 2	2	22
計	(7) 24	(2) 7	(3) 6	49

※ 括弧内の数値は無高借家層を、括弧の無い数値はそれ以外の者を示す（以下、同様）

※ 持高が不明の小作人は表から除いた

他地域

＼宛口高(石) 未進額(匁)	0～ (新／北)	他	藤	3～ (新／北)	他	藤	5～ (新／北)	他	藤	計
350～			1			1				2
300～			1						1	2
250～	1									1
200～	2					2	/1			5
150～			1	1					1	3
100～	1/1	1	1	1		2	1			8
50～	5		4	/1			1			11
0～	5/1	2	3		2	3	1			17
皆済	5/1	1	6			2			1	16
計	19/3	4	17	2/1	2	10	3/1	0	3	65

※新・北欄の数値はそれぞれ、新町／北岡の小作人を示す（以下、同様）

天保4～6

岡村南株

未進額(匁)＼宛口高(石)	0～	3～	5～	計
350～		1	(1) 1	3
300～			(1) 1	2
250～	(1)		1	2
200～				
150～		1	(1) 1	3
100～	(2) 6	1	1	10
50～	(1) 4	1	(1)	7
0～	(3) 5	2		10
皆済	(5) 8	1		14
計	(12) 23	7	(4) 5	51

他地域

＼宛口高(石) 未進額(匁)	0～ (新／北)	他	藤	3～ (新／北)	他	藤	5～ (新／北)	他	藤	計
350～			1			2			2	5
300～			1			1	/1			3
250～			1			1				2
200～	2									2
150～	4	1	1				1			7
100～	2/1		4			1	1			9
50～	1/1		3	2	1	1				9
0～	7/1	1	2				1			12
皆済	/3	1	3		1	2			1	11
計	16/6	3	16	2/0	2	8	3/1	0	3	60

天保 7～9

岡村南株

未進額(匁)＼宛口高(石)	0～	3～	5～	計
350～	3	(1) 8	(2) 3	17
300～	(1) 1			2
250～	(2) 1			3
200～	(1) 1	(1)		3
150～	(1) 2		(1) 1	5
100～	(1) 1	1		3
50～	(1) 1	2		4
0～	1			1
皆済	(3) 2	2		7
計	(10) 13	(2) 13	(3) 4	45

他地域

＼宛口高(石) 未進額(匁)	0～ (新／北)	他	藤	3～ (新／北)	他	藤	5～ (新／北)	他	藤	計
350～	1		6	1		6	1／1		2	18
300～	2		1				1		1	5
250～	1	1	1	1						4
200～	2									2
150～	2／1		2						1	6
100～	1／1	1	1	／1						5
50～	6					1	1			8
0～	1	1	1			1				4
皆済	3		3		2	1			1	10
計	19／2	3	15	2／1	2	9	3／1		5	62

天保 10 ~ 12

岡村南株

未進額(匁)＼宛口高(石)	0～	3～	5～	計
350～			1	1
300～		(1) 1		2
250～				
200～	(1)		1	2
150～				
100～	1	(1) 3	4	9
50～	(1) 1	1	(2)	5
0～	(4) 1		1	6
皆済	(5) 14	(1) 2		22
計	(11) 17	(3) 7	(2) 7	47

他地域

＼宛口高(石) 未進額(匁)	0～ (新／北)	他	藤	3～ (新／北)	他	藤	5～ (新／北)	他	藤	計
350～						5			1	6
300～			2							2
250～			1							1
200～	/ 1		1							2
150～	2		1				/ 1		1	5
100～	1 / 1		3			1				6
50～	4	1	4	1 / 1		1	1			13
0～	8	1	3			2	1			15
皆済	6 / 1	1	1			3		1		13
計	21 / 3	3	16	1 / 1	0	12	2 / 1	1	2	63

天保 13～15

岡村南株

未進額(匁)＼宛口高(石)	0～	3～	5～	計
350～			(1) 1	2
300～	(2)	(1)	2	5
250～	(1)	1	1	3
200～				
150～		(3)		3
100～	1	(1)		2
50～	1	1	1	3
0～	(5) 6		1	12
皆済	(4) 4	(1) 2	(2)	13
計	(12) 12	(6) 4	(3) 6	43

他地域

\宛口高(石) 未進額(匁)	0～ (新／北)	他	藤	3～ (新／北)	他	藤	5～ (新／北)	他	藤	計
350～						1			2	3
300～			1							1
250～										
200～			2	1		1			1	5
150～	2	1				2	/1		1	7
100～	1		3	/1		2	1			8
50～	5		1							6
0～	3/1	1	7	1			1			14
皆済	9/1	1	5	/1		3		1		21
計	20/2	3	19	2/2	0	9	2/1	1	4	65